

平成 30 年定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
提出資料

○ 所管事項

I 平成 30 年度上半期の各事業の供給状況等について	..... 1
II R D F 焼却・発電事業について	..... 8

〔別冊〕

- ・ R D F 焼却・発電事業に関する検討報告書

平成 30 年 10 月 9 日

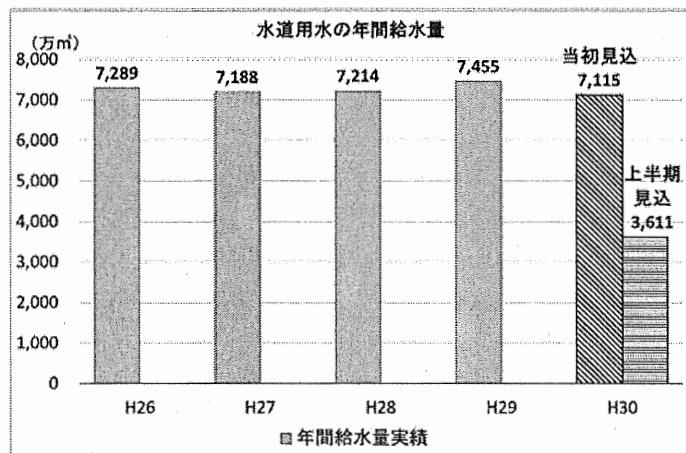
企 業 庁

# I 平成 30 年度上半期の各事業の供給状況等について

## 1 供給状況

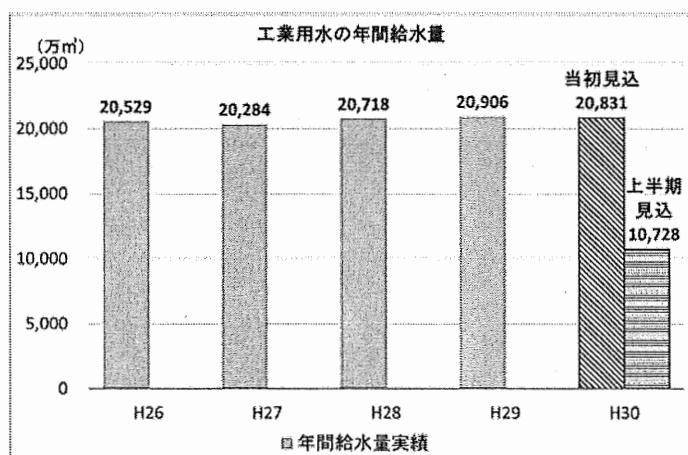
### (1) 水道事業

平成 30 年度上半期の水道用  
水の供給量見込は約 3,611 万 m<sup>3</sup>  
で、平成 30 年度年間供給量見込  
(約 7,115 万 m<sup>3</sup>) に対して約  
51%となっています。



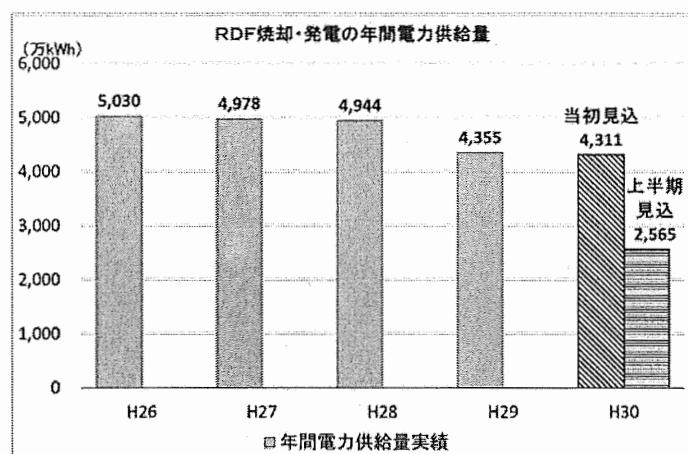
### (2) 工業用水道事業

平成 30 年度上半期の工業用  
水の供給量見込は約 1 億 728 万  
m<sup>3</sup>で、平成 30 年度年間供給量  
見込 (約 2 億 831 万 m<sup>3</sup>) に対し  
て約 52%となっています。



### (3) 電気事業

平成 30 年度上半期の R D F  
焼却・発電による電力供給量見  
込は約 2,565 万 kWh で、平成 30  
年度年間供給量見込 (約 4,311  
万 kWh) に対して約 59%となっ  
ています。



## 2 経営目標達成に向けた主な取組状況

### (1) 水道事業

#### ア 安全でおいしい水の供給

三重県企業庁経営計画では、県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定しています。

本年度の上半期においては、経営目標「安全でおいしい水の供給」の成果指標として設定した全ての項目について、目標値を達成しています。

なお、「平成 30 年 7 月豪雨」においては、播磨浄水場などへ高濁度の原水が流入し、濁度に加えて、カビ臭物質濃度の上昇も懸念される状況となりました。

これに対して、職員による 24 時間体制での厳しい水質管理のほか、昨年度に導入した播磨浄水場の活性炭処理設備を稼動させしたことなどにより、目標値を達成しています。

#### イ 強靭な水道の構築

耐震詳細診断の結果、耐震補強が必要であることが判明した高野浄水場の 6 施設（フロック形成池 2 施設、沈澱池 2 施設、ろ過池 2 施設）については、本年度に耐震補強工事の基本設計を実施し、来年度には詳細設計を実施することとしています。

管路については、液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路（約 2.5km）の布設替工事を実施するとともに、来年度に布設替えを予定している管路（約 4.6km）の測量設計を実施しています。

設備については、老朽化対策として中央監視制御設備の取替えなど、16 設備の更新工事を実施しています。

なお、本年度上半期において、漏水事故は無く、給水障害は発生していません。

また、北中勢水道用水供給事業（長良川水系）については、受水市町の要請を受けて県が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」に基づき、今後、取水・導水施設等を整備することとしています。この施設整備にあたっては、受水市町と協議のうえ進めており、大里浄水場の沈澱池については、本年度下半期から築造工事に着手し、2021 年度に供用開始する予定としています。取水・導水施設については、2020 年度から整備に着手し、2025 年度に供用開始する計画としています。

**【三重県企業庁経営計画における成果指標】**

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値
安全でおいしい水の供給	①水質基準適合率 (%)	100	100
	②総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%)	100	100
	③カビ臭物質の管理目標値達成度 (%)	100	100
	④臭気強度の管理目標値達成度 (%)	100	100
強靭な水道の構築	⑤浄水場の耐震化率 (%)	10.2	87.8
	⑥管路の耐震適合率 (%)	63.2	63.4
	⑦設備の更新率 (%)	17.8	20.4
	⑧給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑨給水原価 (円／m <sup>3</sup> )	112.7	111.7
	⑩経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

**【成果指標の説明】**

**①水質基準適合率**

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

**②総トリハロメタンの管理目標値達成度**

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン(水質基準値 0.1mg/L 以下)について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L 以下」を達成した割合

**③カビ臭物質の管理目標値達成度**

水道水のにおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び 2-MIB の 2 項目、共に水質基準値 0.00001mg/L 以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L 以下」を達成した割合

④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のにおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

⑤浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑥管路の耐震適合率

管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑦設備の更新率

計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する設備数の割合

更新対象設備は157設備

⑧給水障害発生件数

当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水障害が生じた件数

なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。

⑨給水原価

有収水量1m<sup>3</sup>を作るために要する費用

{経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入）} ÷ 有収水量

⑩経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

## (2) 工業用水道事業

### 強靭な工業用水道の構築

浄水場については、平成 28 年度から山村浄水場の耐震化工事（平成 32 年度完了予定）を実施しています。

制水弁については、配水運用において重要な箇所（10 箇所）の取替工事を実施し、また、管路については、老朽管の更新にあわせて耐震化工事（約 0.9km）を進めるとともに、来年度以降に更新を予定している管路（約 3.2km）の測量設計業務に着手しています。

設備については、老朽化対策として山村浄水場の遠方監視制御装置の取替えなど、7 設備の更新を実施しています。

本年度上半期においては、「平成 30 年 7 月豪雨」では流木などによる取水口の閉塞、9 月の「台風第 21 号」では取水施設の長時間にわたる停電等に見舞われましたが、配水運用上の工夫などにより、給水を継続することができました。また、配水管からの漏水は 3 件発生しましたが、ユーザーの操業に支障を与えることなく、管路外面から復旧することができました。これらの対応により、給水障害は発生していません。

### 【三重県企業庁経営計画における成果指標】

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値
強靭な工業用水道の構築	①浄水場の耐震化率 (%)	28.0	28.0
	②制水弁の更新率 (%)	18.8	18.8
	③管路の耐震適合率 (%)	60.9	60.9
	④設備の更新率 (%)	14.7	14.7
	⑤給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑥給水原価 (円／m <sup>3</sup> )	33.3	30.7
	⑦年間給水量(百万 m <sup>3</sup> )	203	212
	⑧経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

### 【成果指標の説明】

#### ①浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（25施設）のうち耐震化する施設数の割合

#### ②制水弁の更新率

計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する制水弁数の割合 更新対象数は69基

#### ③管路の耐震適合率

管路総延長（約350 km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

#### ④設備の更新率

計画期間（平成29年度～平成38年度）に更新する設備数の割合

更新対象設備は129設備

#### ⑤給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水障害が生じた件数

なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

#### ⑥給水原価

有収水量 1 m<sup>3</sup>を作るために要する費用

{経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

#### ⑦年間給水量

1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量

#### ⑧経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

### (3) 電気事業

#### 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転

ボイラー点検を計画的に3回(1号ボイラー2回、2号ボイラー1回)実施し、各部の点検及び補修を行っており、本年度上半期において、電気事故（電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故）は発生していません。

また、点検等による計画的なボイラー停止以外に、ボイラー内蒸気管からの漏水発生により、ボイラーを1回停止しましたが、RDF貯蔵施設の運用や製造団体との搬入調整によりRDFの外部処理は発生していません。

こうした発電所施設の点検、修理結果及びRDFの受入・保管状況について、学識経験者や地域住民等で構成する三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議（年2回開催）に報告し、ご意見をいただきながら、引き続き安全・安定運転を行っていきます。

#### 【三重県企業庁経営計画における成果指標】

経営目標	成果指標	H30 目標値	H30 見込値
三重ごみ 固形燃料 発電所の 安全・安定 運転	①RDF外部処理委託量 (t)	0	0
	②電気事故件数 (件)	0	0

#### 【成果指標の説明】

##### ①RDF外部処理委託量

県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量  
ただし、タービン定期事業者検査に起因した外部処理量を除く。

##### ②電気事故件数

電気関係報告規則第3条第1項に規定する事故（死傷事故、火災事故、破損事故など）の発生件数

※平成30年度は下半期にタービン定期事業者検査（4年毎・約25日間）を予定しており、これに起因するRDFの外部処理が約2,100t発生する見込みです。

## II R D F 焼却・発電事業について

### 1 経緯

R D F 焼却・発電事業は、三重県R D F 運営協議会総会決議（平成 23 年4月5日）により、県が事業主体となって平成 32 年度末まで事業を継続することとしています。

このような中、平成 30 年7月 19 日に開催された協議会総会において、「R D F 製造団体は、平成 31 年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのR D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること」等が決議されました。

これに伴い、三重ごみ固形燃料発電所でのR D F の焼却・発電は、平成 31 年9月を軸に終了することとなります。

### 2 三重県R D F 運営協議会総会決議等

#### (1) 三重県R D F 運営協議会総務運営部会における検討

平成 29 年4月 25 日に開催された第 1 回総務運営部会において、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から 15 ヶ月間短縮され、平成 31 年12月末となる旨の説明がありました。また、その後の検討の中で、同施設の試運転のため、同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所へのR D F の搬入を終了する予定であるとの説明がありました。

これらを受けて、平成 29 年度から 30 年度にかけて総務運営部会を延べ 10 回開催し、R D F 焼却・発電事業への影響とその対応について検討を重ねました。

こうした検討の結果、すべてのR D F 製造団体は、平成 31 年9月を軸として発電所へのR D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行できる環境が整ったとの共通認識に至り、これらを部会として検討報告書に取りまとめました。

【R D F 焼却・発電事業に関する検討報告書（平成 30 年7月）】・・・ 別冊

#### (2) 三重県R D F 運営協議会総会における決議

総務運営部会での検討結果を踏まえ、平成 30 年7月 19 日に協議会総会が開催され、「R D F 製造団体は、平成 31 年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのR D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること」等が決議されました。

【R D F 焼却・発電事業に関する決議（平成 30 年7月 19 日）】・・・ 別紙

### 3 今後の対応

#### (1) 安全・安定運転の継続

引き続き、三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転に取り組みます。

#### (2) R D F 焼却・発電事業の終了に向けた取組

三重県R D F 運営協議会総会決議に沿って、R D F 焼却・発電事業の終了に伴う課題について、関係部局と連携の上、関係市町等と十分な協議を行い、円滑な事業終了に向けた取組を進めていきます。

##### ア 平成30年度の主な取組

- (ア) 平成31年度の三重ごみ固形燃料発電所の運転計画の策定
- (イ) 運転等管理業務委託契約等の変更の協議 等

##### イ 平成31年度以降の主な取組

- (ア) 三重ごみ固形燃料発電所の停止、灰の処分及び清掃
- (イ) 施設の稼動終了に伴う処置の実施（ボイラ一水及び薬剤等の処分、侵入防止対策等）
- (ウ) 施設撤去工事の設計及び実施
- (エ) R D F 処理委託料の清算
- (オ) R D F 焼却・発電事業の総括 等

平成 30 年 7 月 19 日 三重県 R D F 運営協議会 総会

## R D F 焼却・発電事業に関する決議

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとしていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した R D F 焼却・発電事業に係る確認書（以下「確認書」という。）及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、R D F の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 R D F の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の R D F 処理委託料（14,145 円/t（税抜））を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、R D F の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。

別冊

RDF焼却・発電事業に関する  
検討報告書

平成30年7月

三重県RDF運営協議会総務運営部会

一目 次一

はじめに · · · · ·	1
第 1 章 部会における協議の概要 · · · · ·	2
第 2 章 現状把握と検討の進め方 · · · · ·	4
第 3 章 検討課題の整理と検討結果 · · · · ·	6
第 4 章 検討結果のまとめ · · · · ·	16

**語句説明**

- ※ 1 関係市町 · · · · · R D F 焼却・発電事業に参画している 12 市町  
(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、伊賀市、多気町、大台町、大紀町、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町)
- ※ 2 ポスト R D F · · · · · R D F 焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制
- ※ 3 製造団体 · · · · · R D F を製造する団体。桑名広域清掃事業組合、伊賀市、香肌奥伊勢資源化広域連合、紀北町、南牟婁清掃施設組合の 5 団体
- ※ 4 R D F 構成団体 · · · · · 3 団体(桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合)と 12 市町を合わせた 15 団体
- ※ 5 セーフティーネット · · · · · 平成 32(2020) 年度末まで R D F の製造を継続する団体が現行処理費用内で処理できるしくみ

## <はじめに>

三重県では、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用とごみ処理の広域化を図るため、市町村の可燃ごみを固形燃料（RDF）化して発電利用する「RDF化構想」を、市町村と一体となって進め、その受け皿として三重ごみ固形燃料発電所（以下「発電所」という。）を整備し、平成14（2002）年12月から運転を行ってきました。

県は、15年間のモデル期間が終了する平成28（2016）年度をもってRDF焼却・発電事業を終了し、平成29（2017）年度以降は事業を行わないことを、平成19（2007）年12月の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）の総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町<sup>※1</sup>は事業の継続を要望しました。

そのため、協議会に「あり方検討作業部会」を設置し協議を重ね、平成22（2010）年8月の協議会理事会において、平成29（2017）年度以降事業を4年間延長し、平成32（2020）年度末まで継続することが確認されました。

これ以降、ポストRDF<sup>※2</sup>に向けて、桑名広域清掃事業組合では「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を、伊賀市では「廃棄物処理のあり方検討委員会」を、香肌奥伊勢資源化広域連合では「一般廃棄物処理担当課長会議」を、紀北町および南牟婁清掃施設組合では近隣市を加えた「新ごみ処理施設整備検討会議」をそれぞれ設置して、精力的に議論を重ね、新たなごみ処理のあり方や処理方針等に関する検討を進めてきており、県においても、これらの検討組織への参画や、市町間の調整、職員の派遣等の支援を行ってきました。

また、平成27（2015）年度には、8月の協議会総会において、伊賀市から「すべての製造団体<sup>※3</sup>にとってメリットになる方策が導き出されるのであれば、事業終了年度を前倒しする方策について検討してはどうか」との提案があり、全会一致で了承されました。部会で検討を重ねた結果、「事業終了年度の前倒しについては、最短となる平成28（2016）年度末とすることは難しいが、今後の状況により平成29（2017）年度以降での前倒しの再検討の余地はある」との結論を取りまとめました。

このような中、平成29（2017）年4月の部会において、桑名広域清掃事業組合から「新ごみ処理施設の完成が早まり、平成31（2019）年12月末となる見込みである」旨の説明があり、RDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を再開することが理事会で了承されました。

これを受けて、協議会会长から部会に検討が付託されたことから、部会では、本検討内容が関係市町全体に影響を及ぼす課題であるとして、すべての関係市町による検討会議（以下「全体会」という。）を含む計10回の協議を行い、付託事項の検討結果を取りまとめましたので、その内容について報告するものです。

## 第1章 部会における協議の概要

部会では、全体会を含め計10回の協議を行い、以下のとおり課題や対応策の検討を行いました。

### <部会協議概要>

#### 【第1回総務運営部会】 平成29(2017)年4月25日

桑名広域清掃事業組合から同組合の新ごみ処理施設の工期が当初の計画から15ヶ月短縮され、平成31(2019)年12月末となる旨の説明がありました。

#### 【第2回総務運営部会】 平成29(2017)年5月18日

桑名広域清掃事業組合からの説明を受け、平成27(2015)年度に実施した検討を再開することについて協議しました。

〔[理事会] (書面表決) 平成29(2017)年6月28日  
検討の再開が理事会で了承され、会長から部会に検討が付託されました。〕

#### 【第3回総務運営部会】 平成29(2017)年6月29日

協議会会长からの付託を受けて、ごみ処理体制や経済性の課題など48項目について検討していくことを確認しました。また、関係市町全体に影響する内容であることから、すべてのRDF構成団体<sup>※4</sup>で検討を進めることを確認しました。

#### 【第4回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年9月1日

検討48項目のうち、各種契約手続きや事業を継続した場合のコスト算出等に係る項目について、検討内容を確認しました。

#### 【第5回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年10月13日

各製造団体のごみ処理先の選択肢等に係る項目について検討しました。

#### 【第6回総務運営部会】(全体会) 平成29(2017)年12月22日

課題や対応策について、各製造団体の考え方を共有し、それぞれの課題の解決策を引き続き協議することを確認しました。

#### 【第7回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年3月29日

課題解決の合意形成について協議しました。

#### 【第8回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年4月24日

検討48項目について、取りまとめの方針を確認しました。

#### 【第9回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年5月16日

付託事項に対する検討結果の取りまとめ案を確認しました。

#### 【第10回総務運営部会】(全体会) 平成30(2018)年6月25日

検討結果を最終確認しました。

<検討経過>

	三重県 R D F 運営 協議会	関係市町 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、 伊賀市、多気町、大台町、大紀町、 紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
H29 3		3. 18 桑名広域清掃事業組合 ごみ処理施設整備運営事業 落札者決定
4	4.25 第 1 回総務運営部会	桑名広域清掃事業組合が、新ごみ処理施設工期の 15 ヶ月短縮を説明
5	5.18 第 2 回総務運営部会	5. 10 発電所の運転への影響について試算結果を共有 検討再開を協議 5. 26 桑名広域清掃事業組合議会 可燃ごみ焼却施設整備工事 請負契約可決
6	6.28 理事会(書面表決) 6.29 第 3 回総務運営部会	検討再開を了承、部会に検討を付託 経過確認、検討項目抽出、全体会で協議することを確認
7		
8		8. 31 桑名広域清掃事業組合議会において、平成 31 年 9 月 17 日をもって 発電所への R D F 搬入を終了することを報告
9	9.1 第 4 回総務運営部会(全体会)	項目 1、4、18、22、25、26、33、34、44~47※
10	10.13 第 5 回総務運営部会(全体会)	項目 2、3、5~17、19~21、23、24、27~32、35~43、48
11		
12	12.22 第 6 回総務運営部会(全体会)	課題や対応策について考え方を共有
H30 1		
2		2. 16 東紀州広域化の建設候補予定地を公表
3	3.29 第 7 回総務運営部会(全体会)	課題解決の合意形成について協議
4	4.24 第 8 回総務運営部会(全体会)	課題について取りまとめ方針を確認
5	5.16 第 9 回総務運営部会(全体会)	検討結果の取りまとめ案を確認
6	6.25 第 10 回総務運営部会(全体会)	検討結果の最終確認
	協議会会長への報告	

※項目の番号は、6 ページを参照。

## 第2章 現状把握と検討の進め方

### 1 桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設整備の進捗

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されていることから、桑名広域清掃事業組合では、RDF焼却・発電事業の終了に向けて、平成23(2011)年5月から新ごみ処理施設の整備運営に係る検討を進めてきました。

その結果、平成29(2017)年3月にごみ処理施設整備運営事業の総合評価一般競争入札が実施され、落札者から、工期を15ヶ月短縮し平成31(2019)年12月末を完成予定とする提案があり、平成29(2017)年5月の組合議会臨時会において、工事請負契約が可決されました。

また、同年8月の組合議会臨時会において、ごみ焼却施設の試験調整の開始に伴い、発電所へのRDF搬入の終了日を、平成31(2019)年9月17日とすることが報告されました。

### 2 RDF焼却・発電事業への影響

発電所では、年間約4万5千トンのRDFが処理されており、そのうち桑名広域清掃事業組合から搬入されるRDFは、全体の約6割を占めます。

また、平成27(2015)年度に事業終了年度前倒しの検討を提案した伊賀市からも、同時期にRDF搬入を停止する意向が示されたため、これに基づき試算を行ったところ、発電所に搬入されるRDFは約8割減少し、年間約8千トンになる見込みとなりました。

これは1日あたりに換算すると約20トンに相当し、発電の最低焼却量である日量70トンを大きく下回ることになります。

このため、

- ①発電所は運転と停止を繰り返す間欠運転となり、非効率な運用となること
- ②RDF減少に伴い、売電収入が大幅に減ること

から、桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入の終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難との試算結果になりました。

### 3 新たなごみ処理体制の検討

#### (1) 新たなごみ処理体制の検討状況

RDF焼却・発電事業は、平成22(2010)年8月の協議会理事会において事業終了を平成32(2020)年度末とすることが確認されているため、桑名広域清掃事業組合と同様に、他の製造団体も新たなごみ処理体制の整備に向けて、以下のとおり検討を進めているところです。

H30.7現在

製造団体名	検討状況
桑名広域清掃事業組合	新ごみ処理施設の建設
伊賀市	近隣市との広域化によるごみ処理
香肌奥伊勢資源化広域連合	多気町、大台町および大紀町の枠組みによるごみ処理
紀北町、南牟婁清掃施設組合	近隣市を加えた東紀州広域化の枠組みによるごみ処理

## (2) 新たな処理先確保の必要性

桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体においても、平成 32(2020)年度末以降のごみ処理体制の整備に向けた検討を進めているものの、桑名広域清掃事業組合のRDF搬入が終了する平成 31(2019)年 9月までに新ごみ処理施設を完成させることは、現時点においては見込めない状況にあります。

このため、新たなごみ処理体制の整備が実現するまでは、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先を確保する必要があります。

新たな処理先でのごみ処理については、下表のとおり、ケース2(可燃ごみを民間処理)とケース4(RDFの製造を継続して民間処理)が選択肢となります。

	ごみの状態	処理方式	評価	結果
ケース1	可燃ごみ	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDFの製造費用が不要</li><li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li><li>持ち込み先の自治体に受け入れる余裕が無い、又は受け入れ協議に時間を要する</li></ul>	×
ケース2	可燃ごみ	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>RDFの製造費用が不要</li><li>RDFに比べ重量が倍となるため、運搬費が増加</li><li>ごみ中継施設整備などへの新たな設備投資が必要</li><li>県内外に処理先あり</li></ul>	○
ケース3	RDF	他自治体で処理	<ul style="list-style-type: none"><li>県内自治体に受け皿無し</li></ul>	×
ケース4	RDF	民間処理	<ul style="list-style-type: none"><li>県内外に処理先あり</li></ul>	○

## 4 検討の進め方

検討を進める上での現状の認識として、以下のことを共有しました。

- ①桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入終了日以降は、発電所の安定的かつ効率的な運転は極めて困難となること
- ②桑名広域清掃事業組合からのRDF搬入終了日までに、他の製造団体においては新ごみ処理施設の完成は間に合わず、完成までの間、発電所に代わる受け皿となる新たな処理先の確保が必要となること
- ③新たな処理先でのごみ処理方式は、「可燃ごみを民間処理」、もしくは「RDFの製造を継続して民間処理」のいずれかとなること

以上のことから、部会では、当初の計画である平成 32(2020)年度末までの期間、もしくは新ごみ処理施設が完成するまでの間は、「可燃ごみを民間処理」する方式と、「RDFの製造を継続して民間処理」する方式の二通りについて、各製造団体の事情等を勘案しながら、慎重に検討を進めることとしました。

併せて、すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合のRDF搬入終了日を軸として、新たなごみ処理体制に移行することが対応可能かどうかを検討することとしました。

### 第3章 検討課題の整理と検討結果

発電所に代わる受け皿としての新たな処理先を確保するために、検討が必要な項目の洗い出しを行いました。

なお、検討すべき大項目としては「ごみ処理計画」と「経済性」があり、対外的な説明と理解、リスク分析などの観点も含め、全48項目について検討を行いました。

＜検討項目＞

	項目	番号	検討項目
ごみ処理計画	計画変更	RDF搬入終了時期	1 RDF搬入終了時期の検討
			2 現行RDF製造に係る各種規約・契約等への影響
			3 現行RDF製造に係る地元雇用への影響
			4 市町の一般廃棄物処理基本計画(実施計画)の変更
			5 RDF製造停止に係る職員(正規・臨時・嘱託)の扱い
	各種契約締結手続き		6 ごみ処理委託契約締結
			7 ごみ運搬委託契約締結
			8 その他必要な契約締結
	対外的な説明と理解	地元住民の理解	9 他市町ごみ受入への理解
			10 ごみ処理方式の変更に対する理解
			11 ごみ運搬車両の通行に対する理解
			12 地元協定の見直し
	議会の理解		13 ごみ処理方式の変更に対する理解
			14 循環型社会の構築とリサイクル率低下等に係る政策上の整理
			15 新たなごみ処理に対する中長期計画の説明
	施設撤去	RDF化施設の撤去	16 RDF化施設撤去の有無、時期
			17 撤去後の跡地利用
経済性	リスク分析	リスクの検討	18 RDF搬入停止日の変動リスク
			19 施設の定期点検やトラブル時の対応(代替処理先)
			20 運搬車両事故時の対応(可燃ごみ保管)
			21 大規模な災害に係る廃棄物処理の対応
			22 将来の民間委託処理コストの値上げ受容
	新ごみ処理(民間処理)コスト算出	施設改造費	23 施設の仕様(応急・恒久)を決定
			24 ごみビット臭気・汚水処理等の見直し
			25 施設の改造費用等積算(施設統合費含む、当初予算レベル)
		工程管理	26 現行RDF運用から新たなごみ処理への移行工程(改造除含む)
			27 受電設備(契約電力)の見直し
		維持管理費	28 施設維持管理費用
			29 必要な固定費(人件費、光熱費等)試算
		運搬費	30 ごみ運搬車両の仕様を決定
			31 ごみ運搬車両の確保
			32 ごみ運搬費用積算
		処理委託料	33 新たな処理先の処理コスト検討
			34 その他必要な費用
	補助金・起債		35 国等補助金返還の有無及び額の算出
			36 起債償還の有無
	運用変更		37 共同管理に係る費用負担増
			38 構成市町ごみ量の変更有無
	RDF継続処理コスト算出	H31年12月以降に向けての先行投資	39 平成31(2019)年12月以降のごみ処理計画を見据えての先行投資金額
		維持管理費	40 RDF化施設維持管理費
			41 その他固定費(人件費、光熱費等)
		運搬費	42 運搬費
		処理委託料	43 14,145円/RDFトン(税抜)
その他の検討	コスト比較	コスト比較	44 新たなごみ処理とRDF処理とのコスト比較
	ルールの見直し	決議等ルールの見直し	45 決議等の扱いの検討
		清算	46 事業終了に伴う清算金の算出
	その他	料金の清算	47 事業終了に伴う清算金の返還・徴収方法の確認
		運搬費の格差是正	48 各製造団体間の運搬費の格差是正

## 1 製造団体毎の課題整理（検討項目 1～44）

団体名	課題検討の概要
<b>桑名広域清掃事業組合</b> <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 45,800 t 製造RDF 25,983 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b>  <b>新ごみ処理施設で焼却処理を行う</b></p> <p>(1) ごみ処理計画</p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみ処理のあり方調査検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>一般廃棄物処理基本計画は変更済み</li> <li>平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決し、平成 30(2018)年 2 月着工、平成 31(2019)年 12 月末に完成予定</li> <li>発電所への RDF 搬入終了日は、平成 31(2019)年 9 月 17 日を予定</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29(2017)年 5 月の組合議会において、可燃ごみ焼却施設整備工事請負契約を可決</li> <li>地元に対し、平成 29(2017)年 9 月～10 月に、新ごみ処理施設の住民説明会を延べ 11 回開催</li> <li>地元住民に対し、「ごみ処理施設整備ニュース」を 5 回配布</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設は撤去予定</li> <li>跡地利用の検討が必要</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul> <p>(2) 経済性</p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新ごみ処理施設での処理費用は、現在の処理費用に比べて 79.7% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の撤去に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>RDF 化施設の起債償還は、平成 29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

団体名	課題検討の概要				
伊賀市	<p><b>&lt;方針&gt;</b> <b>可燃ごみを民間処理する</b></p> <p><b>【処理(見込み)量】</b></p> <table> <tr> <td>可燃ごみ 20,203 t</td><td>(1) ごみ処理計画</td></tr> <tr> <td>製造RDF 11,314 t</td><td><b>【計画変更】</b></td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>「廃棄物処理のあり方検討委員会」を設置し、検討実施済み</li> <li>平成 28(2016)年度に一般廃棄物処理基本計画を見直し、「平成 32(2020)年度末までに RDF 化施設の稼動が終了した後は、将来的な広域処理を見据え、同施設で処理している可燃ごみの処理を民間処理委託」と位置付け</li> <li>発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>発電所への RDF 搬入終了日は、平成 31(2019)年 8 月 31 日で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地元・議会に対し、民間処理について説明が必要</li> <li>民間処理先および受入地元と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設を撤去し、プラットフォームとピットを再利用してごみ中継施設の整備を予定</li> <li>既存乾燥機での水処理が出来なくなるため、汚水処理設備の改造が必要</li> <li>RDF 搬入終了に対応する場合は、平成 30(2018)年度第 4 四半期～31(2019)年度第 1 四半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に無し</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 33.5% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF 化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>RDF 化施設の起債償還は、平成 33(2021)年度まで継続 (H29(2017)年度末約 123,000 千円)</li> </ul> <p>※コスト比較は平成 31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>	可燃ごみ 20,203 t	(1) ごみ処理計画	製造RDF 11,314 t	<b>【計画変更】</b>
可燃ごみ 20,203 t	(1) ごみ処理計画				
製造RDF 11,314 t	<b>【計画変更】</b>				

団体名	課題検討の概要
<b>香肌奥伊勢 資源化広域連合</b> <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 6,035 t 製造R D F 3,402 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b>  <b>可燃ごみを民間処理する</b></p> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般廃棄物処理担当課長会議」を設置し、検討実施</li> <li>・ 連合を構成する町の一般廃棄物処理基本計画の変更が必要</li> <li>・ 連合を構成する町議会において規約変更を議決し、その後、連合議会において広域計画の変更の議決が必要</li> <li>・ 発電所に代わる可燃ごみの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>・ 可燃ごみの民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法について検討</li> <li>・ 発電所へのR D F搬入終了日は、平成31(2019)年8月上旬で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元に対し、多気地域のごみの受け入れについて説明が必要</li> <li>・ 地元に対し、可燃ごみを民間処理する期間、ごみ中継施設として利用することを説明し、覚書を締結予定</li> <li>・ 議会に対し、多気地域のごみを含めた民間処理に伴い、ごみの分別方法を変更することについて説明が必要。また、可燃ごみを民間処理を行う間に、次期のごみ処理方法を検討していくことについて説明が必要</li> <li>・ 民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ中継施設の整備が必要</li> <li>・ 施設撤去については跡地利用を含め検討</li> <li>・ R D F搬入終了に対応する場合は、平成30(2018)年度第4四半期～31(2019)年度上半期でごみ中継施設の整備が必要</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に無し</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて1.6% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R D F化施設の撤去等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>・ R D F化施設の起債償還は、平成27(2015)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

団体名	課題検討の概要				
紀北町	<p><b>&lt;方針&gt;</b>  <b>RDFの製造を継続して民間処理する</b></p> <p><b>【処理(見込み)量】</b></p> <table> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>6,300 t</td> </tr> <tr> <td>製造RDF</td> <td>2,800 t</td> </tr> </table> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>平成27(2015)年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合(熊野市、御浜町、紀宝町)に近隣市を含めた5市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>平成30(2018)年2月、建設候補予定地を公表</li> <li>RDFの製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>発電所に代わるRDFの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月31日で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、RDFの製造を継続し、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域でのごみ処理となった場合には、中継施設又は資源ごみの集積所等への改修を行う予定</li> <li>広域の新ごみ処理施設整備後に、RDF化施設の施設改造又は撤去を行う予定</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>RDFの民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 2.9% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>RDF化施設の起債償還は、平成29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>	可燃ごみ	6,300 t	製造RDF	2,800 t
可燃ごみ	6,300 t				
製造RDF	2,800 t				

団体名	課題検討の概要
<b>南牟婁清掃施設組合</b> <b>【処理(見込み)量】</b> 可燃ごみ 3,540 t 製造RDF 1,820 t	<p><b>&lt;方針&gt;</b></p> <p><b>RDFの製造を継続して民間処理する</b></p> <p><b>(1) ごみ処理計画</b></p> <p><b>【計画変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新ごみ処理施設整備検討会議」を設置し、検討実施</li> <li>平成27(2015)年12月、紀北町、南牟婁清掃施設組合(熊野市、御浜町、紀宝町)に近隣市を含めた5市町で、東紀州地域でのごみ処理の広域化を前向きに検討していくことを確認</li> <li>平成30(2018)年2月、建設候補予定地を公表</li> <li>RDFの製造を継続するため、一般廃棄物処理基本計画の変更なし</li> <li>発電所に代わるRDFの民間処理先を確保できる見込み</li> <li>発電所へのRDF搬入終了日は、平成31(2019)年8月31日で対応可能</li> </ul> <p><b>【対外的な説明と理解】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの製造を継続するため、ごみ収集体制に変更がないことから、地元住民に対する影響はない</li> <li>組合を構成する市町議会や組合議会に対し、広域の新ごみ処理施設が完成するまでの間は、民間処理を行うことについて説明が必要</li> <li>民間処理先および受入自治体と協議予定</li> </ul> <p><b>【施設撤去又は整備計画等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域の新ごみ処理施設整備を見据え、ごみ中継施設の整備を行う予定</li> <li>施設撤去については跡地利用を含め検討</li> </ul> <p><b>【リスク分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保</li> <li>RDFの民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク</li> </ul> <p><b>(2) 経済性</b></p> <p><b>【コスト比較】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDFの民間処理での費用は、現在の処理費用に比べて 3.8% 減少※</li> </ul> <p><b>【補助金・起債】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RDF化施設の改造等に関して、国等の補助金の返還なし</li> <li>RDF化施設の起債償還は、平成29(2017)年度で完了</li> </ul> <p>※コスト比較は平成31(2019)年度の見込み費用で行っています。</p>

## 2 RDF搬入終了時期の検討（検討項目1）

前項の「製造団体毎の課題整理」のとおり、すべての製造団体において、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、新たな処理先を確保できることが確認できました。

桑名広域清掃事業組合RDF搬入終了に伴う各製造団体の対応

	H29年度	H30年度	H31/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H32/1	2	3	備考
桑名広域清掃事業組合 新ごみ処理施設 試運転								◎	試運転調整						・H31年8月から試運転調整 ・H31年9月17日RDF搬入終了 ・H31年12月末 新施設完成
RDF搬入								平成31年9月17日							
伊賀市								8/31							
香川奥伊勢資源化 広域連合								8/上							
RDF搬入															
紀北町								8/31							
RDF搬入															
南牟婁清掃施設組合								8/31							
RDF搬入															

## 3 コスト比較の検討（検討項目44）

新たな処理先での処理に要する費用を現行の処理費用と比較したところ、すべての製造団体において、現行の処理費用と比べて同等以下となることを確認しました。

## 4 リスクの検討（検討項目18～22）

RDFの製造を継続する団体が新たな処理先に移行する場合のリスクである

- ・民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保
- ・民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスク

の対応が課題となりました。

### （1）民間処理先のトラブル等による代替処理先の確保

RDFの製造を継続する団体は、新たな処理先を確保できる見込みであるものの、不測の事態に備えて代替の処理先も確保しておく必要があり、この確保にあたっても、県が協力する必要があることを確認しました。

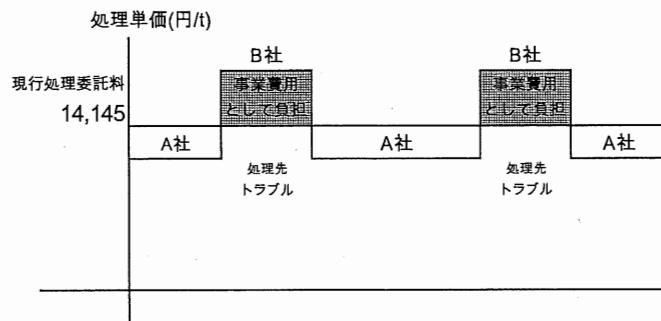
### （2）民間処理先のトラブル等により現行処理費用を超えるリスクへの対応策

製造団体および県は、平成19(2007)年2月1日に「RDF処理増加費用に関する合意書」(以下「合意書」という。)を締結し、発電所の施設の定期点検その他の理由により発電所へのRDFの受入れを停止したことによる起因して、発電所以外の施設においてRDFを処理したことに伴い製造団体が負担した費用から、発電所でのRDF処理に通常要すべき費用を控除した費用を事業費用として負担するルールを適用しています。

また、平成 32(2020)年度末までのRDF処理委託料は、RDF 1トン当たり 14,145 円（税抜）とすることが協議会で決議されています。

これらをふまえ、RDFの製造を継続する団体に対しては、平成 32(2020)年度末までの間は、合意書のルールを引き続き適用することにより、新たなごみ処理体制に移行したとしても、ごみ処理費用が現行（14,145 円/t）を超えることがないよう、新たな処理先のトラブル等の場合における「セーフティーネット<sup>※5</sup>」を確保する必要性を確認しました。

#### ＜セーフティーネットのイメージ図＞



## 5 決議等ルールの見直し（検討項目 45）

### （1）現行ルールと課題

RDF焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合に、見直しが必要となる現行ルールおよび課題は、以下のとおりでした。

- ①平成 26(2014)年 1月 17 日付「RDF焼却・発電事業に係る確認書」  
(課題)

・事業期間を平成 33(2021)年 3月 31 日までとしていることとの整合性

- ②平成 19(2007)年 2月 1日付「RDF処理増加費用に関する合意書」  
(課題)

・RDFの製造を継続する団体が、発電所に代わる新たな処理先で処理する場合、合意書に基づくセーフティーネットのルール適用の継続性

### （2）ルールの見直し

各製造団体および県は、平成 26(2014)年 1月に「RDF焼却・発電事業に係る確認書」（以下「確認書」という。）を締結し、この中で事業期間を平成 33(2021)年 3月 31 日までとしていることから、RDF焼却・発電事業の終了時期を前倒しする場合は、あらためて決議する必要があることを確認しました。

また、合意書のルールを引き続き継続することについても、あらためて決議する必要があることを確認しました。

## 6 事業終了に伴う清算（検討項目 46～48）

各製造団体および県は、確認書の中で、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度における収支計画に基づく収支不足見込み額とその実績に過不足が生じる場合は、清算することを定めています。

この確認書に基づき、事業終了時期の前倒しを実施した場合の清算金について、以下のとおり確認を行いました。

### (1) 清算金の算出

発電所の運転、維持管理および灰処理に要する費用に加えて、施設を安全に停止させる費用や平成 32(2020)年度末まで必要となるセーフティーネットの費用を収支計画に反映し、清算金を算出します。

### (2) 清算金の分配方法

清算金の各製造団体への分配は、平成 20(2008)年度から平成 32(2020)年度までの R D F 处理委託料および運搬費を合計した総費用の按分により行います。

なお、平成 19(2007)年度までの累積欠損金については、県が負担することで清算済みのため、算出に含みません。

### (3) 清算金の支払方法

清算金は、事業決算が確定次第、速やかに部会で確認を行い、その後、各製造団体に支払われます。

### (4) 分割割合および清算金の見込み

各製造団体の分割割合および清算金の見込み額(平成 30(2018)年 7 月現在)は、以下のとおりとなります。

#### <各製造団体の分割割合>

桑名広域清掃事業組合	43.9%
伊賀市	24.5%
香肌奥伊勢資源化広域連合	12.7%
紀北町	10.4%
南牟婁清掃施設組合	8.5%
合計	100.0%

#### <清算金見込み額>

平成 31(2019)年 9 月に発電所への R D F 搬入を停止した場合の清算金見込み額は、515,269 千円となります。

ただし、売電単価の増減、維持管理費用および修繕費用の増減により、上記の清算金見込み額は変動します。

## 7 ポストRDFに向けた施設整備等（検討項目 16、17、23～25）

### （1）各製造団体での検討状況

各製造団体は、ポストRDFに向けた施設整備等の検討を行っており、その概要は以下のとおりです。

製造団体名	ポストRDFに向けた施設整備等
桑名広域清掃事業組合	RDF化施設撤去
伊賀市	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
香肌奥伊勢資源化広域連合	ごみ中継施設整備等
紀北町	RDF化施設撤去・改造、ごみ中継施設整備等
南牟婁清掃施設組合	ごみ中継施設整備等

### （2）ポストRDFに向けた施設整備等および国補助制度の現状

各製造団体のポストRDFに向けた施設整備等については、

- ① RDF化施設撤去・改造
- ②ごみ中継施設整備等

のいずれか、もしくは両方を実施する予定となっています。

新しいごみ処理施設の整備にあたっては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など、充実した制度が設けられています。

しかし、一般廃棄物の処理施設等の解体撤去に関する国補助は、ごみ焼却施設を解体した跡地に廃棄物処理施設（ストックヤード等）を整備する場合のみが対象とされ、RDF化施設の解体は対象外となっています。

また、ごみ中継施設整備に関する国補助は、ごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られており、RDF化施設の廃止に伴う整備は対象外となっています。

### （3）施設整備等に対する支援

RDF焼却・発電事業は、県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県は一定の役割を果たすことが必要です。

また、RDF構成団体等が県に対し財政的支援を要望している状況をふまえ、これらの施設整備等が国の補助対象となるよう県が国に働きかけるとともに、施設整備等に対する県の支援を検討する必要性があることを確認しました。

#### 【参考】

循環型社会形成推進交付金 補助率 1/3 (ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設については補助率 1/2)

地方負担 2/3(1/2)のうち

一般廃棄物処理事業債 75% (交付税措置 50%)

財源対策債 15% (交付税措置 50%)

一般財源 10%

一般 財源 10%	一般廃棄物処理事業債75%	財対債 15%	交付金1/3(1/2)
	(元利償還金の50%を後年度交付税措置)	(同左)	

地方負担 2/3(1/2)のうち

## 第4章 検討結果のまとめ

各製造団体における新たなごみ処理体制の整備に向けた進捗状況をふまえて、桑名広域清掃事業組合を除く他の製造団体における新たな処理先については、「可燃ごみを民間処理」または「RDFの製造を継続して民間処理」とし、そのうえで、新たなごみ処理体制への移行に伴う課題の整理を行い、以下のとおり確認しました。

### 1 ごみ処理計画、経済性

ごみ処理計画の観点では、一般廃棄物処理基本計画の変更および対外的な説明と理解、リスク分析などに関して、対応すべき課題を確認しました。

経済性の観点では、すべての製造団体が、現行の処理費用と比べ同等以下となることを確認しました。

### 2 新たな処理先の確保

すべての製造団体が、桑名広域清掃事業組合からのRDFの搬入が終了する平成31(2019)年9月を軸に、発電所でのRDFの処理を終了し、発電所に代わる新たな処理先の確保が可能であることを確認しました。

### 3 セーフティーネットの確保の必要性

RDFの製造を継続して民間処理を行う団体に対しては、平成32(2020)年度末までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の処理委託料

(RDF 1トン当たり 14,145円(税抜))を超える額での処理が必要となった場合には、その超過分を事業費用として取り扱うこと、いわゆる「セーフティーネット」の確保の必要性を確認しました。

### 4 清算金の分配方法

清算金はRDFの処理および運搬に係る費用に応じて各製造団体に分配することを確認しました。

### 5 ポストRDFに向けた施設整備等の必要性

RDF焼却・発電事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、RDF構成団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、これまで実施してきた技術的支援や循環型社会形成推進交付金の対象拡充に対する国への要望を引き続き行うとともに、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援について検討する必要があることを確認しました。

以上のことから、すべての製造団体は、平成31(2019)年9月を軸として、発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行できる環境が整ったとの共通認識に至りました。